

理由書

横浜市児童遊園地は、昭和 32 年 12 月に都市計画決定し、昭和 46 年 6 月に供用開始した特殊公園です。その後、拡張整備等を経て、昭和 61 年 3 月には現在の公園管理区域で供用しています。

本公園に隣接する新保土ヶ谷工場の再整備に伴う都市計画ごみ焼却場の区域変更することに伴い、本公園との境界部分の変更が生じるため、当該工場の都市計画変更に合わせて、都市計画公園区域を変更します。

また、都市計画公園の区域を精査した結果、公園管理区域と不整合となっている箇所があることから、合わせて区域の変更を行います。